

特別養護老人ホーム うたせ苑 利用料一覧表<<1割負担用>>

【介護保険事業所番号：0572350353】

①基本料金【多床室（2～4人部屋）利用の場合】

介護福祉施設サービス費（Ⅱ）

介護度別	基本報酬 円/日	日常生活 継続支援 加算 (Ⅰ) ※1 円/日	看護体制 加算 (Ⅰ) イ ※2 円/日	看護体制 加算 (Ⅱ) イ ※3 円/日	夜勤職員 配置加算 (Ⅲ) イ ※4 円/日	個別機能 訓練加算 (Ⅰ) ※5 円/日	介護職員 処遇改善 加算 (Ⅰ) ※6 円/日	介護職員 等特定処 遇改善加 算(Ⅰ) ※6 円/日	介護職員 等ベース アップ等 支援加算 ※6 円/日	所得区分 利用者 負担段階 ※7	食費	居住費	利用料	利用料
											円/日	円/日	円/日	円/30日
1	573	36	6	13	28	12	55	18	11	第1段階	300	0	1,052	31,565
										第2段階	390	370	1,512	45,365
										第3段階①	650	370	1,772	53,165
										第3段階②	1,360	370	2,482	74,465
										基準費用額	1,445	855	3,052	91,565
2	641	36	6	13	28	12	61	20	12	第1段階	300	0	1,129	33,862
										第2段階	390	370	1,589	47,662
										第3段階①	650	370	1,849	55,462
										第3段階②	1,360	370	2,559	76,762
										基準費用額	1,445	855	3,129	93,862
3	712	36	6	13	28	12	67	22	13	第1段階	300	0	1,209	36,260
										第2段階	390	370	1,669	50,060
										第3段階①	650	370	1,929	57,860
										第3段階②	1,360	370	2,639	79,160
										基準費用額	1,445	855	3,209	96,260
4	780	36	6	13	28	12	73	24	14	第1段階	300	0	1,286	38,558
										第2段階	390	370	1,746	52,358
										第3段階①	650	370	2,006	60,158
										第3段階②	1,360	370	2,716	81,458
										基準費用額	1,445	855	3,286	98,558
5	847	36	6	13	28	12	78	25	15	第1段階	300	0	1,360	40,821
										第2段階	390	370	1,820	54,621
										第3段階①	650	370	2,080	62,421
										第3段階②	1,360	370	2,790	83,721
										基準費用額	1,445	855	3,360	100,821

②利用状況に応じて加算される料金【介護報酬関連】

◎ 詳しくは当施設生活相談員へ問合わせるか、重要事項説明書をご覧ください。

外泊時費用	246 円/日
初期加算	30 円/日
看取り介護加算(Ⅰ)	
死亡日以前31日以上45日以下	72 円/日
死亡日以前4日以上30日以下	144 円/日
死亡日の前日及び前々日	680 円/日
死亡日	1,280 円/日

③その他利用料金

金銭管理費（通帳管理）	1,000 円/月
理髪	1,700 円/回
理髪とパーマ	4,500 円/回
理髪と部分パーマ	3,500 円/回
理髪と髪染め	3,700 円/回
髪染めのみ	2,500 円/回
顔剃りのみ	1,000 円/回
洗髪のみ	200 円/回

◎ 毎月10日頃までに、前月分の請求書を発送致しますので、その月の末日までにお支払い下さい。
お支払方法は、現金、銀行振込、口座自動振替（北都銀行、ゆうちょ銀行、秋田信用金庫、JAバンク）の3方法があります。
介護報酬利用者負担額の1/2相当額が、医療費控除の対象となります。
1割（2割、3割）負担の合計額が一定の上限額を超えた場合に、超えた分が申請により払戻される「高額介護サービス費の支給」があります。

- ※1 入所者の要介護4～5の割合や、認知症の割合、介護職員の介護福祉士の割合等が一定条件を上回った場合。
- ※2 常勤の看護師を、1名以上配置している場合。
- ※3 看護職員により24時間連絡体制が確保され、最低基準を1人以上上回って看護職員が配置されている場合。
- ※4 夜勤を行う介護・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回り、認定特定行為業務従事者等を1人以上配置している場合。
- ※5 多職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合。
- ※6 基本報酬に各種加算減算を加え、サービス別加算率を乗じたものです。（83/1000、27/1000、16/1000）
- ※7 食費、居住費について、低所得者には負担限度額が設けられており、下記の通り3段階に区分されています。
市町村へ申請し「介護保険負担限度額認定証」の交付が必要となります。世帯非課税であっても、①配偶者が課税されている場合、または②単身で500万円超、夫婦で1500万円超の預貯金を保有している場合には、補足給付の対象外（第4段階）となります。

利用者負担段階	対象となる人（市町村民税世帯非課税）
第1段階	老齢福祉年金受給者、生活保護受給者など
第2段階	年金収入等【公的年金等収入金額（非課税年金を含みます。）+その他の合計所得金額】合計80万円以下
第3段階①	年金収入等【公的年金等収入金額（非課税年金を含みます。）+その他の合計所得金額】合計80万円超120万円以下
第3段階②	年金収入等【公的年金等収入金額（非課税年金を含みます。）+その他の合計所得金額】合計120万円超

※8 医師の判断により、個室を利用されていても、多床室扱いとして請求される場合があります。